

日紡争議瀆職事件に 關する聲明書

過般大日本紡績罷業に際して、會社が南千住署警察官今泉某に金品を贈與したる事件に對し、
司法官憲が之れを起訴猶豫として何等の法律的制裁を加へなかつた事實は法律上は勿論、勞働運
動の合理的發達、更に引いては一般社會風教の上より斷じて輕視する能はざる所である。

抑、勞働争議は資本主義社會制度下に於て必然的に發生する重大なる社會現象であつて、之れ
が解決の如何は國家の運命に至大なる影響を有するものである。故に之れが取締りの任に當る警
察官憲の瀆職の如きは最も嚴正なる處斷を要す可きは云ふまでもない。

然るに司法官憲は、その贈收賄の犯罪事實を認めながら、之れを火事場の握飯と同一視し、從
つて多額の金錢の收受をも尙辨當代なりと強辯し、微罪起訴猶豫となし、僅に今泉某一個人の行
政上の免官處分を以つて足れりとするが如き、之れ明に本件の重大なる社會的意義を理解し能は
ざるに起因するとは云へ司法官憲が常に勞働争議を犯罪視し、之れを彈壓する事を以つて能事終
れりと思惟しつゝある、保守頑迷なる官僚思想の所有者たる事を暴露せるものである。

更に司法官憲が我が勞働階級一齊の憤激と、公正なる社會的輿論の難詰に直面し、自らその非
違を覺りながら、尙依然として官僚一流の面目に拘泥し、徒に躊躇逡巡して居るが如き我等の憤
激に堪へざる所である。

爾來資本家階級は、その營利の爲めには一切を犠牲として顧みざるを其の特質とする。
抑も本件の發生は、大日本紡績株式會社が、勞働者を搾取し、その私利を計らん爲めに、薄給
に苦しみつゝある下級警官の弱點に乗じ、これを買収して罷業團を彈壓せしめんとする陋劣なる
心事に原因する。然るに司法官憲は斯る營利會社の役員をも、尙且つ不問に付して居るのである。

我等は斯の如き時代の正義心と懸け離れたる刑事政策が、必ずや將來社會に恐る可き風潮を醸
成する事ある可きを信じ、飽くまで司法官憲の責任を叫弾し、その猛省を促さんとするものであ
る。

我等は斯る不祥事の絶滅を期し、茲に贈賄者並に收賄者を告發して、其の再審を促すと共に飽
くまで輿論の喚起に努め仍つて以つて之が最善の解決に努力せんとするものである。

昭和二年八月二十日

日本勞働 同盟 中央委員會

告 發 狀

東京市芝區三田四圍町

日本勞働同盟關東同盟會

告 發 人 會長 松 岡 駒 吉

東京市麹町區有樂町一丁目三番地

告 發 人 片 山 永 義 雄 哲

大日本紡績會社社員用度課長

被告發人 黒田 榮太郎

元南千住署高等係主任

被告發人 今 泉 銀 太

瀆職罪告發事件

申 立

一、被告發人今泉銀太ハ南千住署巡査部長ノ公職ニアリ乍ラ
其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、因テ不正ノ行爲ヲナシ又
ハ相當ノ行爲ヲ爲サ、ル事續明白ナルニツキ刑法第九十
七條第一項後段ニヨリ處斷ヲ求ム。

二、被告發人黒田榮太郎ハ日紡會社用度課長トシテ今泉ヲ教
唆シ不正ノ行爲ヲナサン爲ニ公務員ニ對シ多數ノ賄賂ヲ
交付シタルモノナルニツキ刑法第九十八條ニヨリ處斷
ヲ求ム。

事 實

一、本件被告發人兩名ニ係ル賄賂贈賄ノ事實關係ハ警視廳廻
送同人等瀆職事件記録ニヨリテ明白ナリト信ズルニツキ
コ、ニ之ヲ援用ス。

二、告發人ハ更ニ新事實ヲ摘發シ被告發人今泉銀太ニ對シテ
ハ刑法第九十七條第一項後段ノ犯罪歴然タルモノナリト
認ムルヲ以テ前記犯罪事實ニ追加シ告發スルモノナリト
三、即チ今泉銀太ハ日紡争議ニ際シ、争議ノ内容ヲ審査シ叙
方ノ主張ヲ明カニシ然後、ソノ治安維持ノ警察事務ニ
從事セザルベカラザルニモ拘ラズ、争議中資本家側ヨリ
收賄シ居ル結果、日紡ノ利益ヲ計リ勞働者側ニ對シ非常
ナル壓迫ヲ加ヘ、争議團ヲ不當ニ彈壓シ不正ノ行爲ヲナ

(2)

今泉ハ剛員ニシテ「誠首者ニ同情シテ厥起セヨ」トイフ
ビラ(警察署ノ許可ヲ得タルモノ)ヲ「ボケツト」ニ所
持シ居ル事實ノミヲ見テ直チニ檢束シ、

(3)

退テ不當ニ要求スルヤ今泉ハ之ニ加擔シ、應ゼザル者十
一名ヲ直チニ檢束シタルコトアリ。

以上ノ如ク勞働争議ニ際シ近代稀ニ見ル官憲壓迫ノ行爲
ヲナシタリ。

常事告發人等ハ被告發人ノ行爲ニ疑テ挾ミ或ハ刑法第百
九十四條ニヨル職權濫用不法逮捕ノ告發告訴ヲ提起セン
ト協議シ、或ハ警視總監、檢事總長ヲ訪問シ其ノ不法ヲ
糾弾シタルコトアリ。

四

以上ノ事實ニ依ツテモ如何ニ彼ガ不法ニソノ職權ヲ濫用
シタルヤ明白ニシテ單純ナル收賄罪ヲ以テ律スルコト能
ハザルヤ洵ニ明カナリトス。彼レノ罪ヲ決シシ輕カラズ
法律上ノ點ヨリ社會問題ノ上ヨリ將來ノ勞働争議ニ於ケ
ル萬般ノ影響ヲ考ヘル時ハ決シテ彼ノ罪ヲ看過スルコト
能ハザルモノナリト信ス。不當ニ勞働者側ヲ壓迫シテ置
キナガラ大金ヲ收受シ平然トシテ郷里ニ歸リ居リシ事實
ニ對シテ彼レハ何ノ辭ヲ以テ辯明セントスルヤ、吾人ハ
刑事政策ノ立場ヨリ斷テ許スベカラザル犯罪ナリト確
信ス。

五

被告發人、黒田榮太郎ハ又單純ナル贈賄者ニ非ズ、大會
社ノ用度課長ナリ。彼レハ勞働争議ニ於テ勞働者ヲ壓迫
センガ爲ニ官憲ノ力ヲ利用シ、警官ニ賄賂シ今泉ヲ教唆
シ依テ以テ會社ノ目的ヲ達セントセシモノナリ。

彼レノ背景ニハ必ズヤ或ル力ガ潜在スルナラン、單純ナ
ル一ノ出來心ニヨリ賄賂セシ徒輩ト同一視シ之ヲ看過
スルハ、コレ又刑事政策ノ上ヨリ考慮シテ斷テ許スベ
カラザルモノナリト信ス。

以上兩名ニ對シ新事實ヲ主張シ更ニ御審議ヲ求ム。

昭和二年八月二十日